

3.協力・支援体制

3-1 自衛隊・警察・消防との連携

発災前の備え

No. 4 : 自衛隊・警察・消防と事前に取り決めておくべき事項は何か？

関心度：★★★★☆

災害廃棄物対策指針によれば、発災初動期は人命救助を優先とし、そのために必要となる災害廃棄物撤去について自衛隊や警察、消防と連携することを検討するとされている。

ヒアリング結果では、連絡先や窓口は平常時から確認しておくべきであるという意見が多かった。また、仮置場の防犯・安全管理について警察、消防と事前に取り決める必要があるという意見があった。一方では、自衛隊や警察、消防は、人命救助を最優先とするため、災害廃棄物処理だけではなく、市町村全体の災害対応の枠組の中で考えるべきとの意見もあった。

災害廃棄物対策指針：【第2編 災害廃棄物対策 2-3 ページ】

- ・発災初動期においては、被災市町村はまず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があるため、連携方法等を検討する。
- ・自衛隊・警察・消防との連携に当たって留意する事項は、人命救助やライフライン確保のための災害廃棄物の撤去対策、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策などが考えられる。

ヒアリング結果：

連絡先や窓口は平常時から確認しておき、情報共有できるようにしておくべきであるという意見が多かった。

指揮命令系統については、計画では概略を決めておき、発災後に具体的な体制を構築し連携を図るという意見が挙げられた。

道路啓開における災害廃棄物の取扱いについては、あらかじめ取り決めておく方がよいという意見もあったが、実際には人命救助が優先され、分別は困難であった。

防犯や火災対応の面では、仮置場のパトロールや火災等発生時の対応について決めておくべきという意見が多かった。

意見等は以下のとおりである。なお、全般的事項として、自衛隊・警察・消防との連携は、災害廃棄物処理単独ではなく、各市町村の全体としての災害対応の枠組の中で考えるべきという意見があった。

○連絡先・窓口

- ・自衛隊・警察・消防とも、災害発生時の連絡先・窓口について事前に確認しておくべきである。

- ・警察・消防等のどの部署と連絡を取るか、特に夜間の対応について取り決めておくべきである。
- ・自衛隊・警察・消防と自治体の災害対策本部が密に連絡を取り、タイムリーに情報を共有することが必要である。

○指揮命令系統等

- ・指揮系統を決めておくといよい。当時は消防の指揮系統に入ってしまった。あまり細かくしても対応できないので概略を決めておく方がよい。

○道路啓開

- ・災害廃棄物の処理は市町村が行うことを関係機関等に周知し、道路啓開の範囲等の取り決めを行うべきである。
- ・自衛隊とは初動の道路啓開について、人命救助を第一としながらも、どのように災害廃棄物を取り扱うかを定めるべきである。
- ・初動時には人命救助優先であるため、がれき処理に関して警察・消防と連絡を取る必要を感じなかった。仮置場のパトロールは自治体で行った。

○防犯・火災対応

- ・警察とは仮置場の不法投棄や有価物の窃盗に対する見回り・警備について決めておくべきである。
- ・廃棄物と拾得物の線引きやその取扱いについて、警察と取り決めておくべきである。
- ・消防とは仮置場で火災が発生した際の対応について決めておくべきである。また、危険物の所在の情報共有をしておくべきである。
- ・警察も人員が足りない時期なので、仮置場の警備等は外部委託した。火災があった後は消防に見回りをお願いした。

うまくいった事例！

- ・防災訓練を通じて、自衛隊・消防等の関係機関との意思疎通が図られ、それが初動対応の協力体制構築に大いに役立った。(岩手・沿岸市)
- ・災害廃棄物の処理に特化した訓練は行っていないが、平成 20・21 年度に地震を想定し、初動期の意思決定能力の向上及び自衛隊との連携強化を目的とした図上訓練を行った経験が活用できた。首長が宮城県沖地震に対する危機意識を持っており、自衛隊を含めた連絡先のネットワークを作っていたため、対策本部の立ち上げはスムーズだった。(福島・沿岸市)

連絡会構成員意見

- 人命救助及び不明者捜索に係るがれき除去の業務については、消防部署と事前に役割分担を決めておくべきである。大規模災害の現場において、一般の行政職員が指揮を執ることは困難であることから、消防による指揮の下、環境部署が入って支援するべきである。(宮城・沿岸市)
- 夜間の対応について取り決めておくべきである。(宮城・沿岸市)
- がれき撤去時に御遺体が発見された場合の手順を決めておくべきである。(福島・沿岸市)

No. 5 : 県に委託した業務の範囲とその判断基準は何か？

関心度：★★★★☆

岩手県内の 12 市町村、宮城県内の 12 市町が県へ災害廃棄物処理を委託した。

県への基本的な委託範囲は、岩手県では一次仮置場での粗選別～処理・処分先への搬出まで、宮城県では一次仮置場から二次仮置場への運搬～処理・処分先への搬出までであったが、自治体により委託範囲は異なる。

ヒアリング結果では、県に災害廃棄物処理を委託するかどうかの判断は、自治体により異なっていたが、多くの自治体では、災害規模が甚大であったために災害廃棄物全量の処理を自市町村だけで行うことは不可能と判断したことから、県へ委託することとした。

被災 3 県アーカイブ：【21 ページ、204 ページ】

災害廃棄物等は、市町村が処理責任を有し、その発生量に対する処理能力を確保して、域内での処理を実施することとなる。しかし、沿岸部の多くの市町村では壊滅的な被害により行政機能自体に影響を受け、災害廃棄物等の処理が困難であったため、地方自治法第 252 条の 14 に定める「事務の委託」の規定を適用し、岩手県、宮城県が市町村に代わって処理を行うこととなり、岩手県内 12 市町村（うち 6 市町村では災害廃棄物等の処理を委託）、宮城県内 12 市町が県へ委託することになった。また財政的支援については阪神・淡路大震災を超える措置がとられた。

宮城県が処理委託を受ける場合の業務分担については、基本的には被災家屋等の解体・撤去、一次仮置場への運搬及び一次仮置場内での分別・処理までを市町村が担い、一次仮置場から二次仮置場への運搬以降の処理・処分を県の役割とした（一部市町では、一次仮置場から二次仮置場への運搬を実施した）。

また、被害を受けた市町村の災害廃棄物等の処理を国が代行する等の措置について定めた災害廃棄物処理特措法が平成 23 年 8 月 18 日付で公布・施行された。

表 5.1.3 岩手県、宮城県の県委託分市町村、独自処理市町村

| 災害廃棄物等の処理についての県受託及び独自処理の状況 | | | |
|---|--------------------------|--|-------------|
| <p>岩手県、宮城県では、災害廃棄物等の処理を県に委託した市町村と、処理を独自に行った市町村（独自処理市町村）があった。県への事務委託内容は、市町村ごとに異なっていたが、災害廃棄物等の処理についてみると、岩手県、宮城県では以下のような違いがあった。</p> <p>【岩手県】</p> <p>岩手県は県委託市町村の処理に係る全体を処理した。ただし、部分的には当該市町村が自ら処理したものもある。</p> | | | |
| | 県委託市町村 | 独自処理市町村 | |
| 沿岸部 | 野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町 | 洋野町、久慈市、普代村、釜石市、大船渡市、陸前高田市 (ただし、一部の広域処理、PCB等の処理困難物等を県に委託した自治体もある) | |
| 内陸部 | 委託なし | | |
| <p>【宮城県】</p> <p>宮城県は、県委託市町村のうち、11市町で独自処理分があった。</p> | | | |
| | 県委託市町村 | | 独自処理市町村 |
| | 処理をすべて県に委託 | 一部の処理を、独自に実施 (独自処理分あり) | |
| 沿岸部 | 山元町 | 気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、名取市、岩沼市、亶理町 | 仙台市、利府町、松島町 |
| 内陸部 | 委託なし | | |

岩手県アーカイブ：【31～32 ページ】

事務の委託の状況は表 2.5.4 のとおりである。各市町村から要請があった事務を県で処理する方針としたため、県が実施した事務の内容が市町村間で大きく異なる。そのため、主に県が処理をする市町村（野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町）と、独自で処理をする市町村（洋野町、久慈市、普代村、釜石市、大船渡市、陸前高田市）とに分けられる。なお、県に事務を委託して事業を実施すると、事業規模によって WTO 協定の対象となる場合があるため、一般競争入札における参加資格に地域要件を設定できないこと、入札期日の前日から起算して 40 日前に入札公告を行う必要があること等の手続きに時間を取られてしまうことになる。そのため、後者のように、市町村が独自での処理を選択した場合もあった。

表 2.5.4 市町村別事務委託の状況

| 市町村 | 実施機関 | (1) 家屋等の解体 | (2) 仮置場までの収集運搬 | | (3) 仮置場における選別 | (4) 仮置場からの収集運搬 | (5) 処分 | | | | | (6) 処理計画の策定 |
|-------|------|------------|----------------|---|---------------|----------------|--------|------|--------------|--------|----------------|-------------|
| | | | | | | | ① 自動車 | ② 家電 | ③ PCB 等処理困難物 | ④ 広域処理 | ⑤ その他一般的な災害廃棄物 | |
| 洋野町 | 町 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 久慈市 | 市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 野田村 | 村 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 普代村 | 村 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 田野畑村 | 村 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 岩泉町 | 町 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 宮古市 | 市 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 山田町 | 町 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 大槌町 | 町 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 釜石市 | 市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 大船渡市 | 市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 陸前高田市 | 市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 県 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | |

東日本大震災災害廃棄物処理の報告：【24 ページ】

宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）（平成 25 年 4 月、宮城県）による基本的な全体処理の流れを図-11 に示す。図-11 に示すように、宮城県から受注した業務範囲は、一次仮置場から二次仮置場への運搬、二次仮置場での中間処理（破碎・選別、仮設焼却炉による焼却）、二次仮置場からリサイクル・最終処分先への搬出である。なお、被災地から一次仮置場への運搬については、岩手県と同様に主に地元企業により実施され、初期の復旧やその後の処理業務に貢献した。

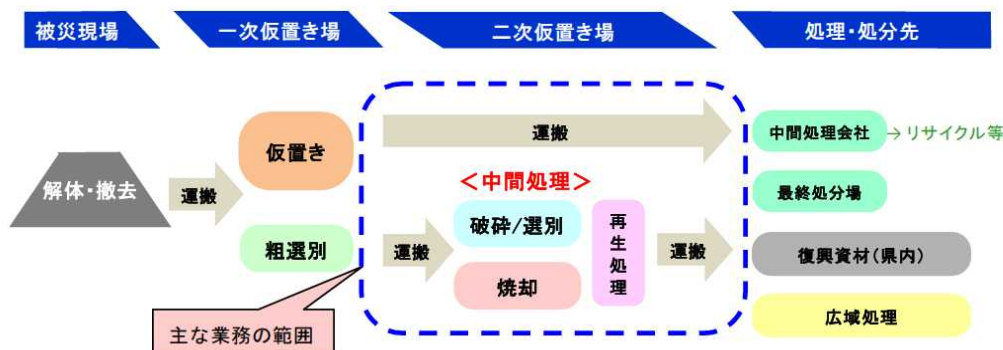


図-11 二次仮置場における基本処理フロー

ヒアリング結果：

多くの自治体では、災害廃棄物全量を自ら処理することは不可能と判断し、県への委託を決めた。

岩手県及び宮城県では、県が事務委託についての説明会等を実施し、市町村の意向を確認した。県に災害廃棄物処理を事務委託するかどうかの判断は、自治体の状況により異なった。

事務委託の判断等に関する意見は以下のとおりである。

- ・岩手県からは、県に委託した場合、災害廃棄物処理の初動は遅れるが終了は早いとの説明を受けた。県への事務委託を行うかどうかの判断材料となる、発生した災害廃棄物量と独自処理可能量等の具体的な資料があった方がよかった。（岩手・沿岸村）
- ・市で処理が不可能な業務を県に相談して委託した。独自処理の可否を判断するに当たって、市内業者と日頃のつながりがあれば、市内業者に委託して処理した場合のシミュレーションができる。
- ・県が受託可能な業務が、もっと早期に示されれば、早く処理が進んだと思う。

特徴的な事例・意見

- ・地元業者の雇用確保や地域経済を優先的に考え、独自で災害廃棄物処理を実施することを判断した自治体もあった。県に処理を委託する場合でも、地元業者が対応できる部分については自ら行う自治体が多かった。（岩手・沿岸市、福島・内陸市）

3-3 地方公共団体の支援、民間事業者との連携

災害応急対応

災害復旧・復興時

No. 6 : 応援職員はどのような手段で確保したか？

関心度：★★★★☆

災害廃棄物対策指針によれば、発災時には主に県が調整役となり、応援職員を手配することとされている。国は緊急派遣や広域的な体制の確保、財政支援を行うとされている。また災害支援協定に基づく協力・支援について記載されている。

ヒアリング結果では、国、県、災害協定締結先、全国都市清掃会議を通して応援職員を確保した。また友好都市・姉妹都市からの自主的な応援派遣も多くみられた。

災害廃棄物対策指針：【第2編 災害廃棄物対策 2-21～23 ページ】

- ・被災都道府県は、被災市町村からの支援ニーズを把握するとともに、被災市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。被災都道府県は、支援地方公共団体からの問い合わせに対応できるセンターとしての機能を果たすことが期待される。
- ・国は被災地方公共団体からの要請に応じ、広域的な協力体制の確保、緊急派遣チームの現地派遣、国際機関との調整、財政支援を行う。
- ・被災市町村は、被害状況を踏まえ、災害支援協定等に基づき協力・支援要請を行う。

ヒアリング結果：

応援職員を確保したルートは以下のとおりである。

なお、内陸部の被災自治体では、自ら被災しながらも、沿岸部に応援職員を派遣した事例があった。

- ・国（環境省、総務省）を通して、他自治体から派遣
- ・県を通して、他自治体から派遣
- ・事前の災害協定に基づき、協定締結先自治体から派遣
- ・被災自治体の首長が主導して、自治体同士で調整して派遣
- ・全国都市清掃会議を通して、他自治体から派遣
- ・友好都市や姉妹都市から、自主的に派遣
- ・県からの派遣

うまくいった事例！

- 応援職員の服の色を派遣元の自治体ごとに色分けして、応援職員かどうか見分けられるようにした。（例 福岡：黄色、熊本：緑）。これにより、地域住民が市職員であるか否かをすぐに識別でき、地域の事情を知らなくても仕方ないと納得され、トラブル防止に奏功した。（宮城・沿岸市）

特徴的な事例・意見

- がれき撤去や損壊家屋解体業務の進捗により、業者への支払業務が増加した。国（金融庁）にも応援職員を派遣していただき、支払業務を行ってもらったところ、非常に処理能力が高く、大きな支援となった。（宮城・沿岸市）

No. 7：協定を結ぶべき自治体・業種・団体は？ また、その協定に盛り込むべき内容は何か？

関心度：★★★★☆

災害廃棄物対策指針によれば、国や都道府県の調整の下に、周辺をはじめとする地方公共団体と災害協定を締結することとされている。また民間事業者として、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することとされている。

アンケート結果では、し尿処理業界団体とは1割強が、建設事業者団体とは3割強が事前に災害協定を締結していた。いずれも事前の協定が災害時に役立ったとの意見であった。

ヒアリング結果では、自治体間の協定は、近隣の自治体と遠方の自治体両方に、メリットとデメリットがあるとの意見があった。協定を結ぶべき民間団体としては、多数が挙げられたが、基本的なものとしては建設事業者団体、産業廃棄物事業者団体等であった。

災害廃棄物対策指針：【第2編 災害廃棄物対策 2-3～23 ページ】

○都道府県、国の支援

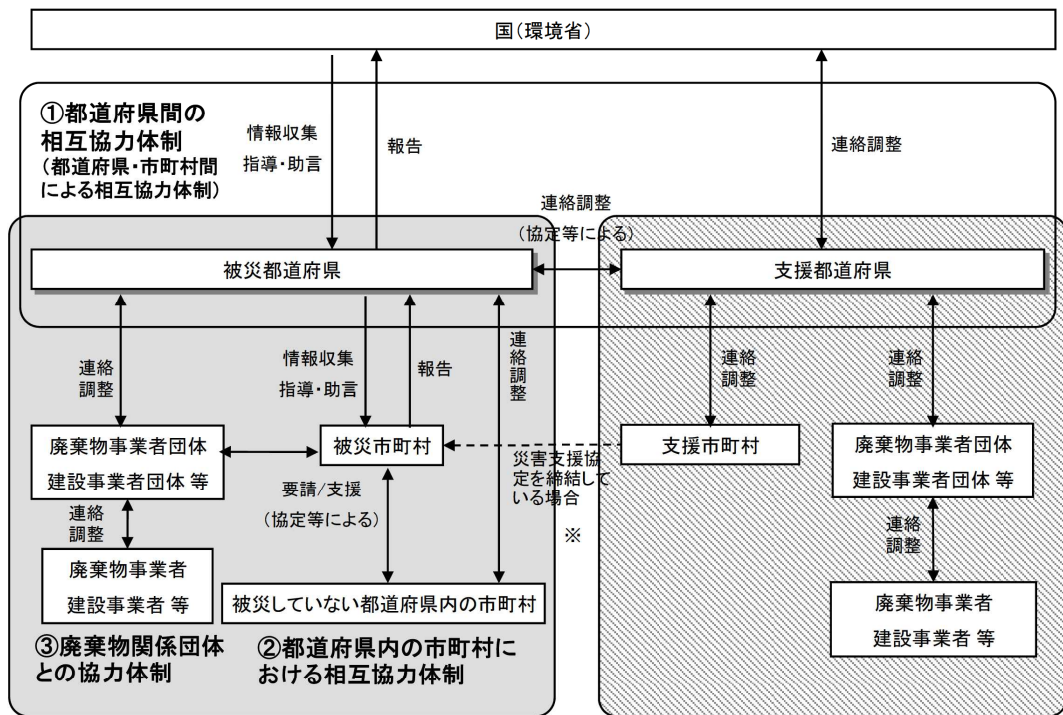
- ・都道府県は、大規模災害時に備え、広域的な相互協力体制を整備する。また、各市町村の処理計画の内容を把握し、各市町村との相互調整や整合を図った都道府県処理計画を作成する。
- ・政令指定都市や姉妹都市関係にある市町村間で災害支援協定を締結している場合、都道府県はそれに配慮して調整を行う。
- ・広域処理組合や一部事務組合で一般廃棄物の処理を行っている地方公共団体の場合は、発災時の処理について、事前に協議しておく。

○地方公共団体の支援

- ・地方公共団体は、周辺をはじめとする地方公共団体と災害支援協定の締結を検討する。
- ・地方公共団体は、協力・支援側及び被災側の両者の観点から体制等を検討する。

○民間事業者との連携

- ・市町村は、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する
- ・災害廃棄物の性状は、産業廃棄物である建設業に係る廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用を検討する。地方公共団体は、自区内の産業廃棄物事業者が所有する前処理や中間処理で使用する選別・破碎施設、及び焼却施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平常時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築することを検討する。また、災害時における契約手順等について整理する。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図2-1-2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

①都道府県間の相互協力体制

災害時に都道府県域を越えた広域体制を確保するために、平常時から都道府県間による相互協力体制を協定締結等により整備する。

②都道府県内の市町村における相互協力体制

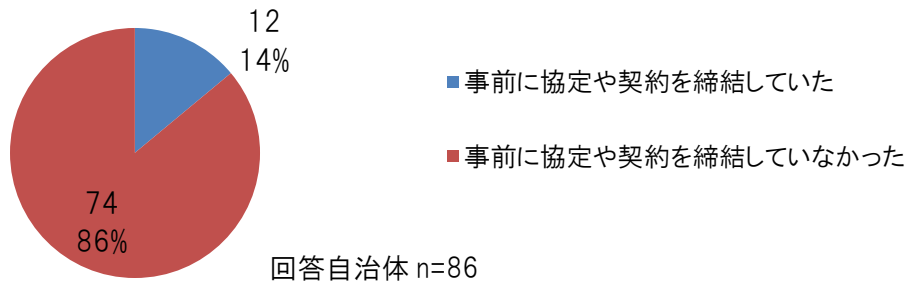
災害時に都道府県内の市町村間の相互協力体制を円滑に確立するために、平常時から市町村間の相互協力体制を協定締結等により整備する。

③廃棄物事業者団体等との協力体制

災害時に廃棄物事業者団体等による被災市町村への協力体制を円滑に確立するために、都道府県と廃棄物事業者団体等との協力体制を協定締結等により整備する。

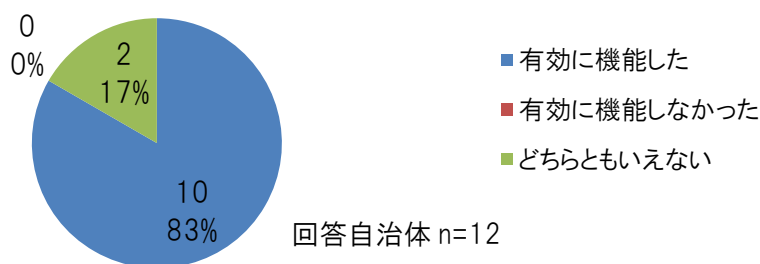
アンケート結果：

■災害に備え、し尿処理の業界団体との間で、事前にし尿の収集運搬に係る協定や契約を締結していましたか。



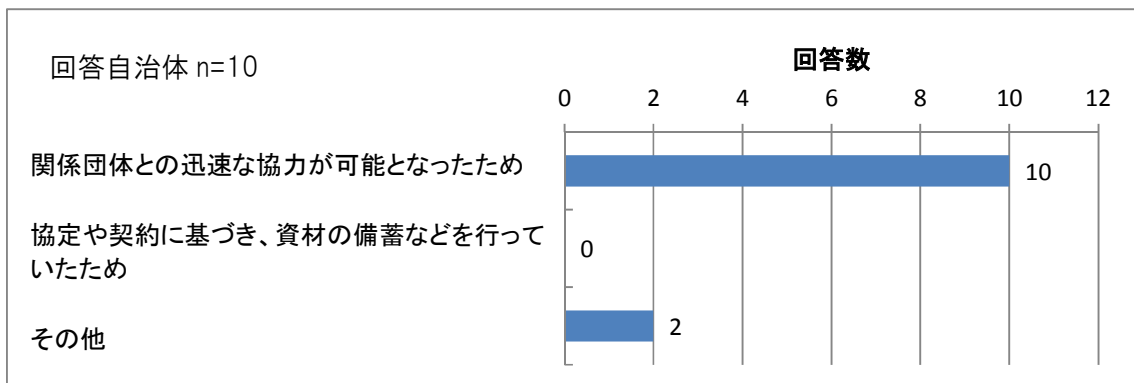
→し尿処理業界団体と災害時の収集運搬に係る協定を「事前に締結していた」のは、12 自治体：14%であり、74 自治体：86%は「事前に締結していなかった」と回答した。

■災害時のし尿処理において、当該協定や契約は有効に機能しましたか。



→し尿処理業界団体と事前に協定を締結していた 12 自治体のうち、10 自治体：83%は協定が「有効に機能した」と回答した。「有効に機能しなかった」との回答はなかった。

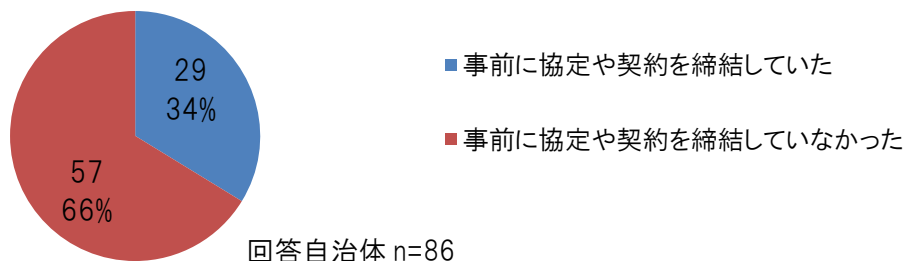
■当該協定や契約が、災害時に有効に機能した理由は、どこにあったと考えますか。(複数回答可)



→し尿処理業界団体との事前協定が機能した 10 自治体全てが、有効に機能した理由を「関係団体

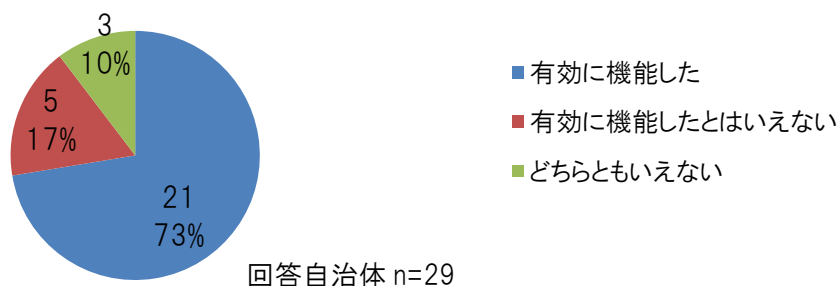
との迅速な協力が可能となったため」と回答した。

- 東日本大震災発生時、災害廃棄物の処理を速やかに行うために、貴自治体内の廃棄物事業者団体や建設事業者団体との間で、災害協定や契約を締結していましたか。



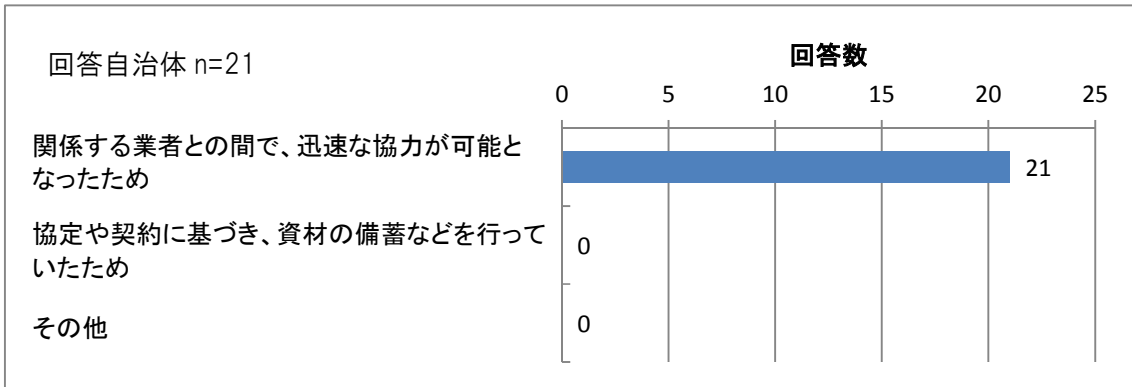
→廃棄物事業者団体や建設事業者団体と災害時の収集運搬に係る協定を「事前に締結していた」のは、29自治体:34%であり、57自治体:66%は「事前に締結していなかった」と回答した。

- 当該協定や契約は、東日本大震災の処理において有効に機能しましたか。



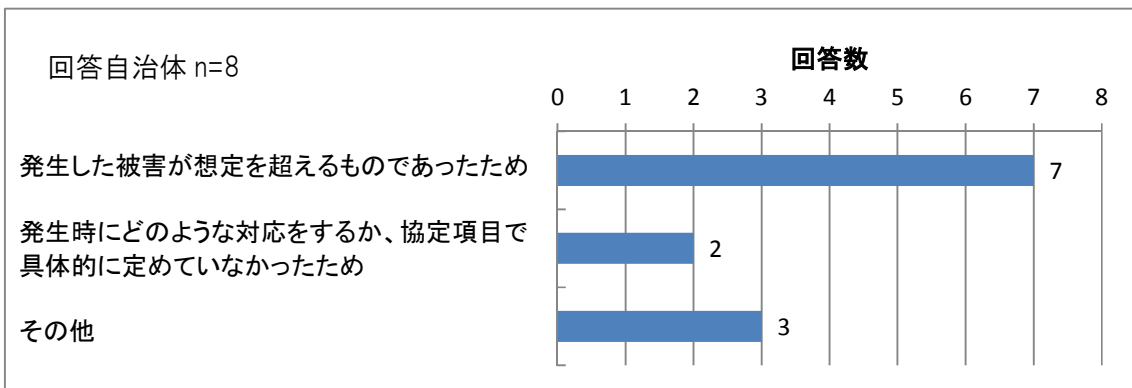
→廃棄物事業者団体や建設事業者団体と事前に協定を締結していた29自治体のうち、21自治体:73%は協定が「有効に機能した」と回答した。5自治体:17%は「有効に機能したとはいえない」、3自治体:10%は「どちらともいえない」と回答した。

■当該協定や契約が、災害時に有効に機能した理由は、どこにあったと考えますか。(複数回答可)



→廃棄物事業者団体や建設事業者団体との事前協定が機能した 21 自治体全てで、「関係事業者との間で、迅速な協力が可能となったため」と回答した。

■当該協定や契約が、災害時に有効に機能しなかった理由は、どこにあったと考えますか。(複数回答可)



→廃棄物事業者団体や建設事業者団体との事前協定が「有効に機能したとは言えない」または「どちらともいえない」とした 8 自治体のうち、7 自治体は「発生した災害が想定を超えるものであったため」と回答した。

ヒアリング結果：

自治体の意見は以下のとおり。

○自治体間の協定

日常的に関連が深い近隣の自治体の場合、協定も結びやすいが、発災時には同じように被災し、協定が機能しないという意見があった。遠方の自治体の場合は、同時に被災する可能性は少ないが、遠方であるため支援にコストがかかることや、被災自治体の地元状況に詳しくない等の意見、また、自治体が内陸部であるか、沿岸部であるかによっても協定内容は異なるとの意見があった。

- ・近隣の自治体間で個々に結ぶよりも、県レベルで県全体を網羅して協定を締結した方が

よい。

- ・焼却灰の受入れについて協定を締結しておいた方が、よりスムーズに進む。
- ・自治体の立地条件が、沿岸部か山間部により対応が異なる。
- ・遠方との連携は必要である（九州の県からの応援が助けになった）。
- ・遠方すぎない地域がよいと思われる。
- ・近隣の市町村と協定を締結していたが、実際には相手方も同様に被災したため機能しなかった。巨大災害時は近隣自治体も同じように被害に遭うはずなので、県外の市町村等と締結した方がよい。（沿岸市町）
- ・内陸部にある近隣自治体からの支援は有効であった。（岩手・沿岸市）
- ・廃棄物処理に特化した協定を結べたら心強いが、自前の処理施設がない自治体は、一方的に支援を受けるだけになってしまう。協定締結はギブアンドテイクでないと難しい。
- ・最終処分についての市町村間の協定は有効だが、焼却施設での処理に関する協定は、処理する廃棄物の性状が不明確のため難しい。
- ・一般廃棄物は一部事務組合で処理しているので、個別市町村だけの問題ではない。
- ・応援を受ける業務の範囲、費用の負担をあらかじめ決めておくべきである。
- ・災害協定は、二次処理では県内での連携が重要である。その上で、いわば保険として、例えば太平洋側に立地する自治体の場合は、県外の日本海側の自治体と締結した方がよい。
- ・災害協定締結後は、防災訓練等の際に応援要請訓練を行うなど、定期的に手続きの確認を行う取組を行っている。
- ・今後は、全国都市清掃会議地区協議会を核とした職員、車両等の応援派遣協定を締結して、事前に派遣ルールを決めておくことが想定される。
- ・管内に民間処理業者が少ない場合は、民間処理業者が多数立地する他自治体と協定を結ぶと有効である。
- ・九州の自治体から 100 人の応援職員が派遣された。うち 2 名は災害廃棄物処理専門（許可申請・専門指導）であった。
- ・協定締結の際に、発災直後に協定が機能するように、「応援の要請は電話等で行うこと」を決めておき、文書での依頼は後日行うことを明記するとよい。
- ・平常時に各都道府県の協定があるかどうかを確認し、協定の内容を把握しておくべきである。
- ・水道事業で阪神・淡路大震災の際や、中越地震の家屋調査に応援に行った際、指揮系統の組織体制、人件費(給与・時間外手当等)負担の取扱い、公務災害、保険等の取扱い、締結後における内容の見直し確認等について、きちんと整理されている事例があり参考になった。
- ・災害支援全体ではなく、災害廃棄物関連のみの条項を盛り込んだ災害協定を結ぶべきである。

○自治体間の協定に盛り込むべき内容

- ・指揮系統の組織体制の確立
- ・人件費(給与・時間外手当等) 負担の取扱い
- ・公務災害、保険等の取扱い
- ・締結後における内容の見直し確認等
- ・救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- ・食料、飲料水及び生活必需品の提供並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- ・被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋
- ・避難が必要な被災者の受入れ
- ・市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- ・ボランティアの調整等

○業界団体との協定

事前に協定を結ぶべき主な業界団体として、以下のものが挙げられた。

- ・建設業協会
- ・産業廃棄物事業団体
- ・解体工事業団体
- ・トラック協会
- ・石油協会

その他の団体としては、○医師会（医療救護）、○電気工事共同組合（電気の復旧）、○日本水道協会、○NTT（災害時の通信の復旧）、○JR・船舶等の運輸業界、○高圧ガスに関連する協会、○森林組合（重機のアタッチメントのグラップル（木材をつかむことができる）を所有しているため、津波による塩害木や支障木の除去、廃材の分別等に威力を発揮する。）等が挙げられた。

○業界団体との協定に関する意見

- ・地元建設業協会は事前の協定に基づき自主的に動いてもらったが、被災した業者も多かった。
- ・業者自身も被災した場合は重機の確保も難しい状態であった。重機を他社から借りてくるなどして対応したが、十分な確保はできなかった。
- ・産業廃棄物処理業者に災害廃棄物処理を委託すれば、速やかに処理できたと考えるが、産業廃棄物は市町村の管轄外であるため県で対応すべきである。
- ・建設業協会と災害防止協定を締結しているが、道路災害・河川災害を想定した土木サイイドの協定であるため、災害廃棄物処理を想定した協定への見直しが必要である。
- ・災害廃棄物の中には、素人では危険で手が付けられないハイブリッド車もあるので、自動車業界との締結も必要である。
- ・消火器・プロパンガスボンベなどの処理先とは、県単位で協定を締結し、情報提供して

もらった方がよい。

- 事前には協定単価を決めておかなかったが、災害時の単価を事前に決めておいて毎年単価を見直すシステムにすれば支払がスムーズになる。
- 県と県産業廃棄物協会の協定があることは知っていたが、事業者との個別契約で処理体制を確立できたため、活用していない。(福島・沿岸市)
- 建設業・産業廃棄物処理業者が業界団体を未組織のところは、締結を締結すべき相手がないので、相手方となり得る組織を育成してほしい。
- 支援物資の到着が遅く、被災したホームセンターから提供を受けた。(宮城・沿岸市)
- 各種機材の確保のためには、市内のホームセンター・レンタル会社等の企業と協定を締結することも有効である。(福島・沿岸市)

うまくいった事例！

- バイクが不足していたところ、民間のピザ配達販売業者のバイクの提供を受け、交通手段として用いた。(岩手・沿岸市)
- 協定締結先は、あまり遠方でない地域がよい。山形県内陸部の市と廃棄物に限定しない協定を締結していたが、締結先の市長が「現物を買って届けること」を指示し、市内の毛布を買い占めて被災の翌日に毛布 9 千枚を持ってきてくれた。3 千枚のストックしかないところに避難者は 9 千人に上っており、非常に助かった。(宮城・沿岸市：参考事例)
- 共に「自治体サミット連絡協議会」を構成する自治体である、中部地方の自治体は重機を持ち込んで 3 か月応援してくれた。漠然と作った横並びの協定ではなく、強い意識の下に、1 つの目的で作った協定は非常に有効である。(宮城・沿岸市)
- 平成 23 年 8 月末～平成 24 年 3 月末まで、地元の大手民間企業から応援の申出があり、家屋解体受付、契約書の事務処理等を行っていただいた。人員は 4～6 名で、費用の発生はなかった。(宮城・沿岸市)
- 災害廃棄物処理に当たっては、県が県産業廃棄物協会と締結している協定に基づき、当該協会地方部地域協議会の会員で構成された共同事業体と委託契約を締結して実施した。委託先には各業種の事業者があり、多様な業務を委託できた。また、地元事業者が処理を行うことで経済効果も得られた。なお、県と県産業廃棄物協会の協定については事前に知っており、内容も把握していた。(福島・沿岸市)
- 市の地域特性として様々な業種の事業者が立地しているため、市内の事業者のみで選別～搬出～処理処分までの業務のほとんどを完結することが可能であった。(福島・沿岸市)
- 県と県産業廃棄物協会の協定の存在を知らなかったが、県から協定があることを紹介されて、福島・沿岸市の業者と委託契約を締結した。処理の開始時期が遅れたことにより、福島・沿岸市の業者の処理能力に余裕ができたため委託できた。管内にはコンクリート業者 1 社しかいないため、福島・沿岸市にお世話になっている。(福島・沿岸町)

特徴的な事例・意見

- 災害規模によって協定を締結すべき内容は異なると思われる。規模が大きい災害については、詳細を定める必要はないと考えている。(福島・沿岸市)
- 県と市町村の双方がそれぞれ関係団体と協定を締結する必要はないと考えている。(福島・沿岸市)
- 津波被害を考慮すると、市町村が有する一般廃棄物処理施設の能力では災害廃棄物进行处理できず、他地域からの受入れは難しい。(福島・沿岸町)
- 県と産業廃棄物協会が締結していた協定については、発災後最初に県から発出された通知文書に含まれており、申請様式も示されていたので、それに基づき産業廃棄物協会に依頼文書を出し、災害廃棄物の処理を進めることができた。(福島・沿岸町)
- 県と産業廃棄物協会が締結していた協定を活用して、県の産業廃棄物協会へ処理を委託した。協定の内容については発災以前から知っていたため、災害発生時にはすぐに、県の産業廃棄物協会に依頼すればよいと考えた。産業廃棄物協会の支部長がたまたま管内在住だったことから積極的に動いてくれた。(福島・沿岸市)
- 県と産業廃棄物協会が災害協定を締結していても、相談窓口が機能していなかったため、実効性がない協定になってしまった。そのような事態になるのであれば、市も独自に産業廃棄物協会と災害協定を締結すべきであった。(福島・内陸市)

連絡会構成員意見

- 発災前に複数の自治体と災害時の協定を結んでいたが、発災後に該当自治体に確認すると事前に協定を結んでいたことすら認識しておらず、担当部署も分からないという場合があった。
 - 宮城県・沿岸市においては、解体の現場を提供し、消防局と合同で重機を使った防災訓練を年に2~3回実施していた。このため発災後の初動時において、解体等をスムーズに実施できた。県内の他市町では同様の訓練は実施していなかった。
 - 協定の内容には懇談会を定期的に開催すること等も盛り込み、恒常的に業界団体と自治体が付き合えるような仕組みがあればよい。
 - 産業廃棄物協会や解体業協会の会員事業者も選別処理施設を所有しているが、発災後に自治体からの災害廃棄物の処理に関する問い合わせはなかった。会員事業者はゼネコンの下請けという位置付けで作業等を行った。災害廃棄物が一般廃棄物だから産業廃棄物処理施設で処理できないという規制に理不尽さを感じた。
- (以上、宮城県解体工事業協同組合)
- 宮城県と発災前に災害協定を締結していたが、市町村とはまだ協定を締結していない。東日本大震災では、県知事からの要請に基づき被災市町への応援を行った。
 - 県と協定を締結していれば基本的には問題ないと思うが、今後は、個々の市町村と災害協定を締結しておくことが望ましいと考える。ただし、各市町村でどこまでの対応を行うか決めるのは難しい。

- 災害廃棄物処理業務を実施した JV からの再委託を受けるために、県の産業廃棄物協会会員有志で JV を作った。これにより災害廃棄物処理業務実施 JV が、個々の産業廃棄物処分業者と個別の契約を行う手間を省略することができた。
 - 災害廃棄物のカテゴリーをきちんと示さないと、今後、大規模災害が発生した際は苦勞するのではないか。
- (以上、一般社団法人 宮城県産業廃棄物協会)

No. 8 : 収集運搬・処理業務以外で外部委託に適した業務内容は何か？

関心度：★★★★☆

ヒアリング結果では、収集運搬・処理業務以外で外部委託した業務は多岐にわたったが、多くの自治体が委託した業務としては、災害廃棄物処理の施工監理業務、廃棄物数量把握のための測量業務、被災判定、家屋解体申請物件の調査・積算等があった。

ヒアリング結果：

被災自治体が外部委託した業務は以下のとおりである。

特に専門性を要しない、通常時であれば外部委託に適した業務が必ずしも適していないという意見が挙げられた。例えば受付窓口や問い合わせ対応業務については、外部委託が有効であったという意見があった一方で、地元の情報に通じていない者が対応することはむしろトラブルを誘発しかねず、加えて発注・契約に係る業務量を考慮すれば域外事業者への外部委託にメリットはないという意見もあった。こうした自治体に限らず、地域の情報に通じた職員OBの応援・再雇用は有用であったとしている。

○家屋解体関連

- ・土地家屋調査士による土地や建物の所在・形状などの調査
- ・被災判定のための家屋解体申請物件の調査・積算
- ・家屋解体の積算のための図面等資料の整理
- ・基礎解体業務
- ・解体家屋のアスベスト含有調査業務

○計画・調査・設計・監理

- ・災害廃棄物の撤去から処理に至るシステム計画立案業務
- ・災害廃棄物処理計画の見直し業務
- ・一次仮置場復旧業務に係る実施設計等業務
- ・土地返還時の土壤汚染調査
- ・災害廃棄物処理の施工監理業務

○測量

- ・土地返還時の用地測量
- ・廃棄物数量把握のための測量業務

○分析・測定

- ・放射性物質、空間線量率測定
- ・PCB含有分析
- ・ごみ性状分析

○事務処理

- ・収集運搬に係る受付査定
- ・通知文書の発送業務

○その他

- ・仮置場の夜間巡回警備
- ・防疫活動業務

3-4 ボランティアとの連携

災害応急対応

No. 9 : ボランティアの募集、統括管理の主体は、どこの部署であったか？

関心度：★★★★☆

災害廃棄物対策指針によれば、行政・社会福祉協議会・ボランティア連絡会等により災害ボランティアセンターを設置し管理を行うこととされている。

ヒアリング結果では、各自治体の社会福祉協議会が統括してボランティアの管理を行った。

災害廃棄物対策指針：【第3編 技術資料 【技1-21】 1ページ】

- ・被災地での災害ボランティア活動には様々な種類がある。廃棄物・資源循環にかかわるものとしては、①災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、②貴重品や思い出の品等の整理・清掃等が挙げられる。
- ・ボランティア活動は上記のとおり、災害廃棄物処理に係る事項*が多い。したがって、今後の災害廃棄物処理を見据え、活動開始時点において災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を災害廃棄物処理の担当者がボランティアに対して事前に説明を行っておくことが望ましい。（※災害廃棄物処理のうち清掃作業等の軽微な作業が主である。）
- ・復旧段階では災害ボランティアが多人数必要となるため、混乱を招かないために行政・社会福祉協議会・ボランティア連絡会等によって災害ボランティアセンターを設置し、現地ニーズと人材のマッチングを行う。また、予めボランティア全体の統括者（コーディネータ）を選任し、ボランティアへの情報共有と現場での安全管理を行う。

ヒアリング結果：

ボランティアの募集、総括管理主体は各自治体の社会福祉協議会が担当した。

ボランティアに実施していただいたのは、ほとんどの自治体では、被災家屋からの泥出し・家財出し、思い出の品の清掃等、自治体の業務範囲以外の部分であった。

その他、以下のような事例があった。

- ・ボランティアが細かいがれきやごみを集めるだけ集めて、断りなくその場に置き去りにしてしまったために、住民からの連絡を受けて自治体が撤去せざるを得なかったことがあった。
- ・ボランティアの方が御遺体に遭遇した場合には心のケアが必要である。またボランティアの方がけがをした場合もあった。
- ・平成26年3月以降にも少量ではあるが災害廃棄物（ボランティアが収集したごみ）が発生し、自治体の単費で処理している。
- ・一次仮置場の分別指導を、町内の衛生組合にやってもらった。